

## 「一般債振替決済口座管理規定」の新旧対照表

(令和2年4月1日改定)

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この<u>約款</u>は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う<u>有価証券</u>（<u>国債、一般債、投資信託受益権</u>（以下「<u>投資信託</u>」<u>と</u>いいます。）<u>の</u>ことをいいます。以下、<u>同じです。</u>）に係るお客さまの口座（以下「<u>証券振替決済口座</u>」<u>と</u>いいます。）を<u>株式会社中国銀行</u>（以下「<u>当行</u>」<u>と</u>いいます。）に開設するに際し、<u>当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定める</u>ものです。</p> <p>2 この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより<u>国債については日本銀行、一般債、投資信託については株式会社証券保管振替機構</u>（以下「<u>機構</u>」<u>と</u>いいます。）を指します。なお、<u>一般債とは、当行が取扱う債券のうち、国債以外のものを</u>いいます。</p> <p>3 また、<u>一般債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものと</u>します。</p> <p>(証券振替決済口座)</p> <p>第2条 <u>証券振替決済口座</u>は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2 <u>証券振替決済口座</u>には、<u>振替機関</u>が定めるところにより、<u>国債については種別および内訳区分、一般債、投資信託については内訳区分</u>を設けます。この場合において、<u>質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分</u>（以下「<u>質権口</u>」<u>と</u>いいます。）と、<u>それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分</u>（以下「<u>保有口</u>」<u>と</u>いいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>3 当行は、お客さまが<u>有価証券</u>についての権利を有するものに限り<u>証券振替決済口座</u>に記</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この<u>規定</u>は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う<u>一般債</u>に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を<u>当行</u>に開設するに際し、<u>当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定める</u>ものです。<u>また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構</u>（以下「<u>機構</u>」<u>と</u>いいます。）の<u>社債等に関する業務規程に定めるものと</u>します。</p> <p>2 (追加)</p> <p>3 (追加)</p> <p>(振替決済口座)</p> <p>第2条 <u>振替決済口座</u>は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2 <u>振替決済口座</u>には、<u>機構</u>が定めるところにより、<u>内訳区分</u>を設けます。この場合において、<u>質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分</u>（以下「<u>質権口</u>」<u>と</u>いいます。）と、<u>それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分</u>（以下「<u>保有口</u>」<u>と</u>いいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>3 当行は、お客さまが<u>一般債</u>についての権利を有するものに限り<u>振替決済口座</u>に記載また</p>

改定後	改定前
<p>載または記録いたします。</p> <p>(証券振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 <u>証券振替決済口座</u>の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の<u>申込書</u>によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当行は、お客さまから当行<u>所定の申込書</u>により<u>証券振替決済口座</u>開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく<u>証券振替決済口座</u>を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。</p> <p>3 <u>証券振替決済口座</u>は、この<u>約款</u>に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および<u>日本銀行の国債振替決済業務規程</u>ならびに<u>機構の社債等に関する業務規程</u>その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および<u>振替機関</u>が講ずる必要な措置ならびに<u>機構</u>が定める<u>機構の振替業の業務処理方法</u>に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「<u>番号法</u>」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、<u>証券振替決済口座</u>を開設するとき、共通番号（<u>番号法</u>第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じです。）の通知を受けたときその他<u>番号法</u>その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、<u>番号法</u>その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>は記録いたします。</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「<u>振替決済口座開設依頼書</u>」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当行は、お客さまから「<u>振替決済口座開設依頼書</u>」による<u>振替決済口座</u>開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この<u>規定</u>に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および<u>機構</u>が講ずる必要な措置ならびに<u>機構</u>が定める<u>機構の振替業の業務処理方法</u>に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「<u>番号法</u>」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（<u>番号法</u>第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じです。）の通知を受けたときその他<u>番号法</u>その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、<u>番号法</u>その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>

改定後	改定前
<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客さまは、<u>証券振替決済口座</u>に記載または記録されている<u>有価証券</u>について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他<u>振替機関</u>が定めるもの</p> <p>④ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの</p> <p>⑤ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</p> <p>2 <u>前項に基づき</u>、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、<u>当行所定の日までに</u>、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。</p> <p>① 当該振替において<u>減少</u>および<u>増加</u>の記載または記録がされるべき<u>有価証券</u>の銘柄および金額または数量</p> <p>⑤ お客さまの<u>証券振替決済口座</u>において、以下の事項</p> <p>ロ <u>一般債および投資信託について</u> <u>減少の記載または記録がされるのが</u> <u>保有口か質権口かの別</u></p> <p>② 振替先口座およびその直近上位機関の名称</p> <p>④ 振替先口座において、以下の事項</p> <p>ロ <u>一般債および投資信託について</u> <u>増加の記載または記録がされるのが</u> <u>保有口か質権口かの別</u></p> <p>③ 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の金額または数量は、<u>以下のとおりとなるよう提示しなければなりません。</u></p> <p>① <u>一般債について</u> <u>各社債等の金額の整数倍</u></p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録がされている<u>一般債</u>について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他<u>機構</u>が定めるもの</p> <p>③ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの</p> <p>④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うに当たっては、<u>あらかじめ</u>、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。</p> <p>① 当該振替において<u>減額</u>および<u>増額</u>の記載または記録がされるべき<u>一般債</u>の銘柄および金額</p> <p>② お客さまの振替決済口座において<u>減額の記載または記録がされるのが</u>、<u>保有口か質権口かの別</u></p> <p>③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称</p> <p>④ 振替先口座において、<u>増額の記載または記録がされるのが</u>、<u>保有口か質権口かの別</u></p> <p>⑤ 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の金額は、<u>その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p>

改定後	改定前
<p>4 振替の申請が、<u>証券振替決済口座の内訳区分間</u>の場合には、第2項第2号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当行に<u>有価証券</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きを<u>またずに有価証券</u>の振替の申請があったものとして取扱います。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当行は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。<u>ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合、当行は振替の申出を受付けないことがあります。</u></p> <p>また、当行で<u>有価証券</u>を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 第1項により他の口座管理機関へ振替を行う場合には、所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>(担保の設定)</p> <p>第8条 お客さまの<u>有価証券</u>について、担保を設定される場合は、<u>当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</u></p> <p>(みなし抹消申請または抹消申請の委任)</p> <p>第9条 <u>証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券</u>について償還（繰上償還および定時償還を含みます。）、お客さまの請求による解約または当行への買取請求が行われる場合には、以下の事項があったものとみなして当</p>	<p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第<u>3</u>号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当行に<u>一般債</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きを<u>またずに一般債</u>の振替の申請があったものとして取扱います。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当行は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で<u>一般債</u>を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3 (追加)</u></p> <p>(担保の設定)</p> <p>第8条 お客さまの<u>一般債</u>について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>(抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載または記録がされている<u>一般債</u>について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合には、<u>当該一般債について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任して</u></p>

改定後	改定前
<p>行は、お客さまに代わって必要なお手続きさせていただきます。</p> <p>2. <u>一般債および投資信託においては、お客さまからの当行に対する振替法に基づく抹消の申請に関する手続きの委任</u></p> <p>(償還金、解約金、収益分配金ならびに利金の代理受領等)</p> <p>第10条 <u>証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じです。）、解約金、収益分配金および利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。ただし、差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。</u></p> <p>2. <u>一般債においては支払代理人が発行者から受領してから、当行の口座管理機関が当行に代わってこれを受取り、当行が口座管理機関からお客さまに代わってこれを受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座に入金いたします。</u></p> <p>2 (削除)</p> <p>(お客さまへの連絡事項)</p> <p>第11条 当行は、<u>有価証券</u>について、次の事項をお客さまにご通知します。</p> <p>① <u>償還期限（償還期限がある場合に限りま</u> <u>す。）</u></p> <p>② (現行どおり)</p>	<p><u>いただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。</u></p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 <u>振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じです。）および利金を取扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行が当行に代わってこれを受取り、当行が資産管理サービス信託銀行からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまがあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。</u></p> <p>2 <u>当行は、第1項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客さまからのお申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。</u></p> <p>(お客さまへの連絡事項)</p> <p>第11条 当行は、<u>一般債</u>について、次の事項をお客さまにご通知します。</p> <p>① <u>最終償還期限</u></p> <p>② (省略)</p>

改定後	改定前
<p>③ お客さまに対して<u>振替機関</u>から通知された事項</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p>4 (削除)</p> <p><u>3</u> 取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。</p> <p><u>4</u> 取引残高報告書の内容にご不審の点がある場合は、速やかに取引残高報告書に記載の当行管理部門へ直接ご連絡ください。取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当行はその内容すべてについてご承認いただいたものとして取扱います。</p> <p><u>5</u> 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知を行いましたまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ<u>有価証券</u>の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第13条 <u>当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに当行所定の料金をいただくことがあります。</u></p>	<p>③ お客さまに対して<u>機構</u>から通知された事項</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>3</u> <u>ただし、お客さまより請求があった場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付する方法に代えるものとします。</u></p> <p><u>4</u> <u>第1項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、第2項の取引残高報告書を定期的に交付する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</u></p> <p><u>5</u> 取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。</p> <p><u>6</u> 取引残高報告書の内容にご不審の点がある場合は、速やかに取引残高報告書に記載の当行管理部門へ直接ご連絡ください。取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当行はその内容すべてについてご承認いただいたものとして取扱います。</p> <p><u>7</u> 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知を行いましたまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ<u>一般債</u>の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第13条 <u>この規定に基づく口座の開設に伴う手数料(以下「手数料」といいます。)は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、指定口座から、普通預金・総合口座通帳、同</u></p>

改定後	改定前
<p>2 (削除)</p> <p>3 (削除)</p> <p>2 当行は、前項の場合、買取り代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>国債または一般債の償還金、利金または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>(当行の連帯保証義務)</p> <p>第14条 <u>振替機関</u>が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① <u>有価証券（分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債を除きます。）</u>の振替手続きを行った際、<u>振替機関</u>において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた<u>有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）</u>の償還金、買取り代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、<u>振替機関</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p><u>払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ充当するもの</u>とします。なお、当初契約期間の手数料は、<u>契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。</u></p> <p>2 <u>手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</u></p> <p>3 <u>契約期間中に口座の解約があった場合または償還や振替により一般債の残高がなくなった場合は、解約日または残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。</u></p> <p>4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、<u>第10条により当行が受取る一般債の償還金、利子または買取代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるもの</u>とします。</p> <p>(当行の連帯保証義務)</p> <p>第14条 <u>機構</u>または<u>資産管理サービス信託銀行</u>が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① <u>一般債の振替</u>手続きを行った際、<u>機構または資産管理サービス信託銀行</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた<u>一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）</u>の償還金および利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、<u>機構</u>または<u>資産管理サービス信託銀行</u>において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったこ</p>





改定後	改定前
<p>(解約時の取扱い)</p> <p>第17条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの<u>証券振替決済口座</u>に記載または記録されている<u>有価証券</u>は、当行の定める<u>手続き</u>により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p>	<p>(解約時の取扱い)</p> <p>第18条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている<u>一般債</u>および金銭については、当行の定める<u>方法</u>により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p>
<p>(緊急措置)</p> <p>第18条 法令の定めるところにより<u>有価証券</u>の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	<p>(緊急措置)</p> <p>第19条 法令の定めるところにより<u>一般債</u>の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>有価証券</u>の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、<u>有価証券</u>の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>有価証券</u>の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により<u>有価証券</u>の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第20条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>一般債</u>の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、<u>一般債</u>の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>一般債</u>の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により<u>一般債</u>の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第19条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>

